

日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jsta.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・長期基本計画（未来構想）2022～2041並びに中期基本計画2022～2026については、令和3年（2021年）11月度理事会決議、同年12月度評議員会で承認され、同年12月7日にHPにて公開した。 ・令和4年(2022年)7月開催理事会において専門委員会・部会の改組が検討され、3つの本部制を敷き、その下に各委員会・部会が配置することが承認された。また、喫緊の課題となる以下の委員会・部会が新設された。これらの組織体制は令和4年(2022年)7月にHPに公表した。 【財政再建・スポンサー獲得部会】 【オリンピック参入推進委員会】 【マーケティングプランニング委員会】 【定款・規程改正検討委員会】 【スポーツ団体ガバナンスコード推進委員会】 【運動部活動地域移行推進委員会】 ・マーケティングプランニング委員会がソフトテニスのMission & Visionの策定に向けて検討をスタートさせた。令和4年度内の策定を目指し、HPでの公表を計画している。	1.ソフトテニス長期基本計画(未来構想) 2.ソフトテニス中期基本計画(2022～2026) 3.令和3年度臨時評議員会議事録 4.専門委員会・部会名簿(2022年9月度更新) 5.(旧)組織図(20201001現在) 6.(新)組織図(20220723現在)
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・「事務局規程」において職員定数を定めている。今後の人材採用及び育成に関する計画は、中期基本計画に盛り込み、組織運営の強化を図ることとする。中期基本計画は令和3年（2021年）12月に策定し、HPにて公開した。 ・人材採用及び育成計画については総務委員会、事務局長、職員代表で素案を策定していく。	7.事務局規程 2.ソフトテニス中期基本計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・事業年度毎に事業計画書、収支予算書を作成し、理事会及び評議員会で審議・承認を行っている。 ・財務の健全性を確保した事業計画書及び収支予算書を毎年内閣府へ提出するとともに、当連盟HPで公表している。 ・事業計画書及び収支予算書の策定に際しては、財務委員会で確認、精査し、理事会決議を経て、評議員会承認を得て策定している。 ・中期財務計画については、専門委員会の改組を令和4年(2022年)7月度に予定していた為、新財務委員会並びに財政再建・スポンサー獲得部会において中期基本計画(2022～2026)に基づき検討することとなり、5ヵ年の財務計画を策定する予定である。中期財務計画は令和4年度(2023年3月)までに素案を策定し、令和5年度内に理事会の決議並びに評議員会の承認を得て、同年内にHPで公表する。	8.令和4年度事業計画書 9.令和4年度収支予算書 10.令和3年度臨時評議員会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・令和4年(2022年)7月度の理事改選で外部理事を3名登用した。次回改選時(2024年)に割合目標を設定していく。 外部理事現在割合 13% 外部理事目標割合 25% ・令和4年(2022年)7月度の理事改選では女性理事数は変わらず3名となった。次回改選時(2024年)に割合目標を設定していく。 女性理事現在割合 13% 女性理事目標割合 40% ・役員選出規程の改正は引続き総務委員会で検討し、令和5年(2023年)3月までに理事会で改正案を報告する。	11.(旧)役員名簿 12.(新)役員名簿 13.役員選出規程
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・外部評議員及び女性評議員の目標割合については総務委員を中心とした検討会で協議をスタートさせたが、令和4年(2022年)9月度時点では概案は策定できていない。 ・検討並びに概案策定については引続き継続し、令和5年度内に理事会の決議並びに評議員会の承認を得て、令和6年(2024年)に実行出来るように計画している。	14.定款 15.評議員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・令和4年(2022年)7月度改組のアスリート委員会において、女性理事を委員長として選出した。 ・委員会は委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名で構成されている。構成員は本連盟役員、学識経験者、選手経験者及び現役選手となっており、女性の構成比率は50%となり、これまでより17%増加させた。 ・アスリート委員会は規定上年に1回以上の委員会開催を定められており、令和4年度においても規程に沿って委員会を開催する。 ・アスリート委員会規程は引続き当連盟HPにて公開している。	4.専門委員会名簿 (アスリート委員会参照) 16.アスリート委員会規程 17.令和3年度第1回アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・組織の理事の定数を現行の20名以上23名以内から7名以上10名以内とする定款並びに役員選出規程改正案について令和3年第4回理事会(2021年9月開催)で諮られたが、理事会では結論が出ず、後日役員からの意見をメールで集約し取りまとめた。結論としては理事の定数は現行維持を継続することとなり、現行定数内で役員の多様性を図る案を継続して検討することになった。	14.定款 18.令和3年度第4回理事会議事録
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員選出規程において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。	13.役員選出規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・ 現行の役員選出規程において役員の再任回数の上限は設けていない為、役員選出規程改正案に役員の再任回数は通算5期と定めた改正案が令和3年第4回理事会(2021年9月開催)で諮られたが、理事会では結論が出ず、後日役員からの意見を集約し取りまとめたものの、令和4年度の改選には間に合わないとは判断し、理事の再任回数は現行規程を継続することとなった。 ・ 令和6年度の改選時までには役員選出規程を見直し、役員の再任回数も適切に定めることとする。	13.役員選出規程 18.令和3年度第4回理事会議事録
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 (2022年6月役員改選時の措置) ・ 役員候補者の中で学識経験理事3名(会長1名、副会長2名)が70歳を超えて再任されたが、これは今後2年間での規程改正を含め組織運営上必要であると判断したことによるもの。 ・ ガバナンスコード対応と必要な規程改正に関して、「定款・規程改正検討委員会」と「スポーツ団体ガバナンスコード推進委員会」を発足させ、令和4年度から令和5年度で改正に向けて取り組み、令和6年度の役員改選で適用していく。	6.(新)組織図 (20220723現在) 12.(新)役員名簿 13.役員選出規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・ 役員候補者等は、理事会等の組織から独立した役員選考委員会で決定する。 ・ 既存の役員選考委員会は役員選出規程で定められており、加盟団体より計12名で構成することとなっている。 ・ 役員選考委員の構成については令和4年度内で検討し、令和5年度内で有識者を含む委員会構成とする規程に改正する。	13.役員選出規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・ 法令を遵守する各種規程を定めて組織運営にあたっている。	19.役員・職員倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・ 定款を始め、各種規程を整備し、組織運営にあたっている。	14.定款 20.会員登録規程 13.役員選出規程 21.競技者規程 22.専門委員会規程 7.事務局規程 23.会計事務規程 24.加盟団体規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・ 組織運営に必要な各種規程を整備し、事業にあたっている。	20.会員登録規程 21.競技者規程 25.公認審判員規程 26.技術等級制度規程 27.表彰規程 7.事務局規程 23.会計事務規程 28.文書管理規程 29.旅費支給規程 30.慶弔規程 31.コート公認規程 32.用具用品およびコート施設に関する公認規程 33.公印規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・ 役員等の報酬、旅費等の費用に関する規程は整備されている。	34.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 29.旅費支給規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款並びに特定費用準備資金等取扱規程及び会計事務規程定において定めている。	14.定款 35.特定費用準備資金等取扱規程 23.会計事務規定
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政的基盤を支えるため必要な定款、維持会員規程、会員登録規程等各種規程を定めている。	14.定款 36.維持会員規程 20.会員登録規程 25.公認審判員規程 26.技術等級制度規程 32.用具用品およびコート施設に関する公認規程 24.加盟団体規程 37.会員及び会費に関する規程 35.特定費用準備資金等取扱規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」に於いて選考基準を定めている。 ・選手の権利保護に関しては、日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」に附則する「日本代表チーム及びナショナルチーム選手選考基準」において選考人数、選考時期、選考方法を明記し、日本代表として参加する権利を得る大会名も明記している。 ・選考基準の作成にあたり、強化委員長を中心に検討を重ねて作成した。	38.ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・「公認審判員規程」において、公平で合理的な資格取得について定められている。 ・「審判委員選考規程」において、審判委員を公平かつ合理的に選考するために必要な事項が定められている。	25.公認審判員規程 39.審判委員選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・ 弁護士との顧問契約を締結しており、業務遂行上に懸念等がある場合には、適宜相談できる体制を整えている。	40. 弁護士との顧問契約書
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・ 「倫理・コンプライアンス委員会」はコロナ禍により令和3年度の委員会開催が見送られた。 ・ 令和4年度の委員会計画については7月度に委員会改選により、新たな委員長の下で委員会開催計画を年内に立案する。 ・ 令和4年(2022年)7月度の委員会改選時では適任となる女性委員を選出することが出来なかった為、次回改選時まで引き続き委員会で検討していく。	4. 専門委員会名簿 (倫理・コンプライアンス委員会) 19. 役員・職員倫理規定
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・ 令和4年(2022年)7月度に改選された倫理・コンプライアンス委員会では、副委員長に学識経験者を配置し、委員には公認会計士1名が配置されている。 ・ 弁護士は配置されていないが、弁護士と顧問契約をしており、連盟活動全体において適宜相談できる体制となっている。必要な場合には顧問弁護士として同委員会の活動に参加していただける。	4. 専門委員会名簿 (倫理・コンプライアンス委員会)
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・ 役職員に対するコンプライアンス研修は、JOCのNF総合支援センター(法務サポート)が主催する「スポーツ団体ガバナンスコード等に関する研修会」(令和4年度は4回開催予定)を活用し、役職員の参加を促しており、第1回目は8名、第2回目は5名が参加した。役職員に対しては、当該研修会への1回以上の参加を要請している。	41. 役職員向けのコンプライアンス研修会参加履歴
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・ 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、令和4年度JOCインテグリティ教育事業に参画し、ナショナルチーム、全日本アンダーチームの選手ならびに指導者を対象として、強化委員会へ研修会の開催計画立案を依頼中であり、令和4年度10月度まで研修会計画を策定し、令和4年度(2023年3/末)までに実施する。	42. JOCインテグリティ教育事業v5.5 43. 選手・指導者向けコンプライアンス研修計画(案)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判員向けのコンプライアンス教育については資格更新の際にその資質を高めるための研修会を行っており、審判員が公平・公正・安全に遂行できるよう指導している。公認審判員規程改正並びに研修会計画は、令和5年(2023年)1月迄に立案し、同年2月度の理事会において審議する予定である。研修会は、令和5年度(2023年)9月迄に実施する	25.公認審判員規程
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士、公認会計士、社会保険労務士との業務委託契約を交わしており、日常的なサポートを受けることができる体制を整えている。	40.顧問弁護士との業務委託契約書 44.社会保険労務士との業務委託契約書 45.顧問会計士との監査契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・監事3名による内部監査、公認会計士による外部監査を定期的に行っている。 ・役員選出規程第3条（役員選出基準）（2）監事選出の区分に基づき、学識経験者1名、東日本1名、西日本1名、合計3名の監事を設置している。 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて監査報告書を作成している。	55.令和3年度監査実施日 56.令和4年度監査計画 13.役員選出規程 47.令和3年度決算報告書 9.令和4年度収支予算書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・当連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体からの助成・補助を受けている事業、また、公認指導者資格取得など（公財）日本スポーツ協会より委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 ・役員・職員倫理規程第4条第4項において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。	19.役員・職員倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・事業計画書及び事業報告書、収支予算書及び決算報告書（貸借対照表、財産目録、監査報告）については当連盟HPで毎年公開している。	46.令和3年度事業報告書 47.令和3年度決算報告書 8.令和4年度事業計画書 9.令和4年度収支予算書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・当連盟では、日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について定められており、当連盟HPで公開している。	38.日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	48.令和3年度ガバナンスコード自己説明公表内容
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・役員・職員倫理規程第4条第3項において、「役・職員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないと定めている。 ・利益相反が疑われる契約については、これまでは実例がなかったが、抵触されると思われる案件がある場合は、理事会で諮ることとしている。 ・事務処理規程第5章（会計処理）第12条において、「本会の事業活動および事務運営において必要な取引に係る業者は、適正かつ公正な方法に則って選定しなければならない。ただし、一取引に要する予算、事務運営については、少額の場合や契約の内容が競争入札に適さない場合は随意契約によることができるものとする。」と定めている。又、契約に係る事項として、第13条にて（選定方法）、第14条にて（一般競争入札）、第15条にて（指名競争入札）、第16条にて（随意契約）が定められている。	19.役員・職員倫理規定 49.事務処理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・ 令和4年(2022年)3月末迄に利益相反ポリシーを策定できず、令和5年(2023年)3月末迄に策定し、その規程に基づき適切に管理を行う。	
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・ 当連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 ・ 指導基本規程以外に係る通報制度については、令和5年(2023年)3月迄に案を策定し、令和5年度中に理事会承認を得て、令和6年度4月に実施できるように進めていく。 ・ 役職員に対する通報制度の研修は、倫理・コンプライアンス委員会並びに指導基本規程違反救済審査委員会で開催計画を立案する。目標として令和4年(2022年)12月末迄に委員会を開催し計画案を立案し、令和5年(2023年)2月度理事会で審議を経て、令和5年(2023年)5月度理事会で承認を得て、同年9月迄に研修を実施する。	50.指導基本規程 51.指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 52.HP公開の指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・ 指導基本規程違反救済審査委員会には弁護士が含まれている。	4.専門委員会名簿 (指導基本規程違反救済審査委員会)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・懲罰制度に類するものとして当連盟では、役員・職員倫理規程、事務職員就業規則、競技者規程がある。 ・これらの規程では、禁止行為、処分対象者及び処分に至るまでの手続きを規定しているが、処分の内容が明確になっていない為、関係委員会で規程改正案を策定し、令和5年(2023年)2月度理事会で審議し、同年5月度理事会決議を得て適用する。 ・これらの規程では、処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見徴収）の機会を設けることは定められていないため、各担当専門委員会で改正を検討し、関係委員会で規程改正案を策定し、令和5年(2023年)2月度理事会で審議し、同年5月度理事会決議を得て適用する。 ・これらの規程では、処分結果を処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続きの可否、その手続きの期限等が記載された書面にて告知することは定められていないため、関係委員会で規程改正案を策定し、令和5年(2023年)2月度理事会で審議し、同年5月度理事会決議を得て適用する。	19.役員・職員倫理規定 53.事務職員就業規則 21.競技者規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・「役員・職員倫理規程」並びに「事務局員就業規則」及び「競技者規程」に基づく処分審査を行う者の中立性、専門性が担保されていないため、関係委員会で規程の改正を検討し、令和5年(2023年)2月度理事会で審議し、同年5月度理事会決議を得て適用する。	19.役員・職員倫理規定 53.事務職員就業規則 21.競技者規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・平成16年(2004年)11月20日の理事会において、競技に関し当連盟が決定する事項に対して競技者が不服を申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることを決議し、日本スポーツ仲裁機構のホームページにおいてもJOC加盟団体自動応諾条項の採用団体として掲載されている。 ・競技者規程の第6章において、処分対象者の不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁により解決されることを明記している。 ・申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	・ JSAA HP内仲裁条項採 択状況ページ参照 21.競技者規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・競技者規程第6章において、不服申し立ては「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決され ると明記しており、処分対象者にはこの旨を記載して通知する。	21.競技者規程
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理委員会を設置しており、危機管理及び不祥事に対応する体制は整えている。 ・危機管理マニュアルは令和3年(2021年)9月度理事会において危機管理委員会より概要が説明された。 ・今後は同委員会が令和4年(2022年)3月末迄に素案を作り、令和4年(2022年)10月より運用を開始する べく進めていく予定であったが、危機管理委員会の改選が7月度にあった為、新たな委員会で素案を策 定し、令和5年(2023年)2月度理事会での決議を予定しており、同年4月からの運用を開始するべく進行 していく。	4.専門委員会名簿 (危機管理委員会) 18.令和3年度第4回理事 会議事録
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当連盟では、過去4年間以内に不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・定款第3章において加盟団体の定義を定め、加盟団体規程第3章にて権限を、第4章にて義務を明記し、第6章にて処分を明記している。 ・加盟団体の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めた加盟団体規程改正案は令和3年度(2021年)第2回理事会(5月度開催)で審議され、第5回理事会(11月度開催)にて決議される予定であったが、条文について再検討すべきとの意見が出され、総務委員会で再検討することとなった。規程改正については令和5年(2023年)2月度理事会で再審議され、同年5月度理事会決議を得て適用する。	14.定款 24.加盟団体規程 54.令和3年度第2回理事会議事録
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・隔年で加盟団体会長会議を開催しており、前回(2019年2月)開催の加盟団体会長会議において、「スポーツ界におけるインテグリティについて」、「スポーツをとりまく環境について」、「ガバナンスの構築について」について報告され、顧問弁護士による「アスリート尊厳の確立と暴力、パワーハラスメントの追放と適切な指導者を育てるために」と題した講演会を開催した。 加盟団体会長会議は隔年開催であるが、令和2年度はコロナ禍の為開催出来なかった。令和3年度についても同様の状況につき開催が見送られた。令和4年度の開催に向けて、令和4年(2022年)11月までに総務委員会が開催計画を立案し、令和5年(2023年)3月末までにガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を盛り込んだ加盟団体役員を対象とした会議を実施する。	46.令和3年度事業報告書